

第一条(競技場)

1. 競技場の広さは、幅が縦横8mの正方形とする。
2. 競技場の中央より、左右それぞれ1.5mの間隔をおき、1mの平行線を引き、これを試合者の所定の位置とする。
3. 監査役席、記録席は主審の前方とする。副審は1名ミラー方式とする。ファイナルステージ(決勝戦)は主審1名副審4名とする。審判人数によりこの限りではない。

第二条(服装)

1. 試合者は、清潔な空手道衣又は道場指定の胴衣の上にボディプロテクター安全防具を着用し、原則として赤、又は白の印となるものを安全防具につけ、各々区別する。場合によっては青も許可する。
2. 道着・道衣・胴衣は、著しく欠落したものや不安全(金具の付着それに類似物)だと主催者・審判団判断したものは不可とする。
3. 試合者は、爪を短く切り、金属など相手に危険を及ぼすような物は、一切身につけてはならない。
4. 審判員は、大会で定められた服装を身につける事。

第三条(安全防具の使用)

1. 試合時の安全防具は、次の防具を使用する。
 - ① スーパーセーフ面・Kプロテクター面などのフルフェイスタイプ(正面に大きな開口部のないもの)
 - ② ボディプロテクター(ソフトなもの)最大限の硬さは、Kプロテクター胴としスーパーセーフ胴は不可とする。(スーパーセーフ胴に類似した硬さも不可)
 - ③ 胴のサイズは体に合っている事。サイズが合っていないと判断された場合は交換する。
 - ④ 拳ガード、足甲ガードは必ず着用する。但し、16歳以上の足甲ガードは任意とする。※皮製・ビニール製は一切使用不可。
 - ⑤ 選手は、ファールカップ(金的)の着用を義務付ける。又、サポーターやテーピング類の使用は一切禁止とする。但し、コート長の許可が有る場合は使用を認める。
 - ⑥ 一般選手はマウスピースの着用を義務付ける。それ以外は任意着用とする。

第四条(試合の運行)

1. 試合は選手が所定の立ち位置に付き、選手相互に礼をし、主審の「勝負一本始め」の合図で開始する。
2. 試合は主審の「やめっ」の合図で選手は中央の所定位置にもどり主審の勝負の宣告を受け、選手相互に礼をして終了する。
3. 試合中の一切の運行は主審の指示によって行われる。

第五条(試合時間)

1. 試合時間は、流しとし16歳以上39歳以下の試合時間を2分間、決勝戦のみ3分間とする。その他の試合時間は1分30秒間とし、決勝戦も同時間とする。
2. 延長戦は上項にある同時間とし、先取り一本とする。それでも決しない場合は判定とする。但し、決勝戦においてはこの限りではない。判定時の判定基準は、アグレッシブル度合い>場外・反則の有無>技術の巧拙とする。
3. 試合時間は主審の試合開始の合図により計り始めるものとする。ただし、事故又は審判員の協議に要した時間は削除する。
4. 形競技は、2分間とし初めの合図からカウントするものとする。オーバーした場合は、ミスと同等の優劣とする。決勝戦のみ時間の制限を解除する。

第六条(勝負)

1. 勝負は時間内で一本勝負ポイント制とし、勝ち又は反則及び失格による負けによって決定する。
2. 攻撃部は次のとおり限定する。
 - ① スーパーセーフ・Kプロテクターそれに準じる安全防具(面部)
 - ② ボディプロテクター(胸部正面、腹部正面、左右側面)

第七条(一本の判定基準)

1. 一本の判定基準は、安全防具(面部、胸部、腹部左右側面)に有効な「突」「打」「当」「蹴」を十分に制御して極めた時。下段蹴りはその限りでは無い。但し、続行不能の場合は1本となる場合がある。
2. 上記を極めた際に、膝等から崩れた時。俗に言う「効いた」と言う状態になった時。
3. 「一本」を5ポイントとする。ただしノックアウト (KO) の場合は、点差関係なく一本とする。
4. 5ポイント以上の差が生じた場合は、「一本」とする。
5. 「一本」の場合は制限時間に関わらず先取者を勝ちとする。
6. 反則失格の違反者は「反則負け」又は「失格負け」と定め「一本」を失う。
7. 「技あり」の判定基準は、第八条に定める。

第八条(技ありの判定基準)

1. 「一本」にちかい攻撃で残心を示した場合、「技あり」を認める。
2. 明らかにダメージがあり当たったものも残心なくも「技あり」と認める。
3. 上段蹴りについては、2ポイントとし、その他の技については1ポイントとする。
4. 転倒した相手に対し、もしくは背を向けた相手に対し寸止めで技を極めた時。
5. 連続技については、二連続のポイントまで認める。
6. 「場外」の場合は「場外注意」の宣告を受け1ポイントを失う。(1度目から相手へポイントとなる)
7. 「技あり」の場合は1ポイントないし2ポイントとし、5ポイント差を生じたときは、先取者の勝ちとする。
8. 相突、相打の時は、双方「技あり」をとる。
9. 「技あり」の宣言は、有効技の決まった順番に行う。
10. 16歳以上のみ下段蹴りを認める。但し、ポイントの加算はされない。

第九条(優劣の判定基準)

1. 組手競技における「優劣」の判定基準は次のとおり定める。(①>⑥とする)
 - ① 技ありの多少と有無 (アグレッシブ度合い)
 - ② 反則注意の有無
 - ③ 場外注意の有無と退避の有無多少
 - ④ 試合態度の優劣
 - ⑤ 技術の巧拙
 - ⑥ 形全体の完成度
2. 形競技における「優劣」の判定基準は次のとおり定める。
 - ① 形全体の完成度で判断し形の難易度で判断しない
 - ② ミス>バランス>身体のブレ>技の綺麗さスピード・力強さ

第十条(禁止事項)

1. 競技における禁止事項は、次のとおり定め「反則負け」とする。ただし、軽微な違背者には「警告」又は、「反則注意」にとどめる。
2. 技ならびに動作に関しては次のとおり禁止する。
 - ① 上肢、下肢を除く安全防具以外の部位への直接加撃
 - ② 上肢、下肢への執拗な加撃
※ただし、16歳以上は下段蹴りは認めるものの、ポイントにはならない。
 - ③ 股間部、肘、膝、及び足甲への直接加撃
 - ④ 関節技、関節蹴り
 - ⑤ 安全防具、及び道衣（着衣）を掴んだ投技と組み合い
 - ⑥ 気合以外的人格を無視するような言動
 - ⑦ 競技に関連しない時間の浪費
 - ⑧ 転倒者への直接加撃
 - ⑨ 場外退避
 - ⑩ 頭頂部、耳部、及び頸部への加撃
 - ⑪ 腰より上に持ち上げての投げ・それに類似た行為

第十一条(審判員及び監査役)

1. 選任された審判員(主審1名、副審1~4名)によって試合の審判を行うものとする。又、審判員の公正を図るため、試合監査役を置く。決勝戦（ファイナルステージ）のみ5審制とする。
 - ① 主審は競技者の等距離に位置し、副審は主審の位置に相対する範囲にてコート線内を移動し審判する。(ミラー方式)
 - ② 試合におけるすべての事項については、主審がつかさどる。
 - ③ 監査役は原則として、試合の判定に加わらない。ただし、主審の指示・助言を求められた時は、直ちに指示によって応じ、召集による時は自席の前で、主審及び副審の意見を調整する。
 - ④ 監査役は、3審制において最終判定が必要な場合のみ判定に加わる事とする。
2. 試合者は、審判員の宣告に対して直接異議の申し立てはできない。

第十二条(審判員、監査役及び係員の定員)

1. コートの組手試合は、主審1名、副審1-4名、監査役1名をもって審判にあたることを原則とする。係員は、時計員、記録員、進行員、告示員、掲示員は各1名とする。ただし、兼務を妨げない1コートの合計は6名以上とする。

第十三条(待ち時間及び応援時の注意)

1. 試合までの待ち時間及び、終了後の応援又は観戦は、決められた場所で行いスタッフの指示に従うこと。
2. 応援する際に、品位の無い暴言・罵声が見られた場合は、即退場とする。